

平成23年度の 介護保険料の納付について

市では、毎年7月に介護保険料(年額)を決定し、保険料納付通知書を郵送します。平成23年度の65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、平成22年中の所得などに応じて決定します。(下表参照)

また、40歳～64歳の医療保険加入者第2号被保険者は、その人が加入する医療保険者が算定し、医療保険料と併せて徴収するしくみです。納付手続きの必要はありません。

【保険料の納付】

●特別徴収(年金天引き)の人
7月中旬に「介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送します。

対象 平成23年4月1日現在、市内在住の65歳以上の人で、平成23年4月の年金受給時に、年額18万円以上の老齢・退職年金、遺族年金または障害年金を受給している人

納期 年金受給月(4・6・8・10・12・翌年2月)の計6回

納付方法 年金から天引き

※特に手続の必要はありません。

※平成22年度の途中で65歳になった人、幸手市に転入された人は、昨年10月、12月、今年2月のそれぞれ1日現在での年金の受給状況により、平成23年の4月、6月、8月の年金から特別徴収となります。

特別徴収(年金天引き)の内容

仮徴収

平成23年度の年額保険料が決定される前に、平成22年度2月期の介護保険料と同額を仮の保険料として4・6・8月の年金から天引きします。

(仮徴収額の平準化)

4・6・8月の仮徴収額は、原則、前年度2月と同額となりますが、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなることもあるため、年間を通じてできるだけ均等な額になるよう6月と8月の徴収額が変更になる場合があります。

本徴収

7月に決定した年額保険料と仮徴収分の差額を10・12・翌年2月の年金から天引きします。

介護保険制度からの お知らせです

問合せ

介護福祉課介護保険資格管理担当

☎ (42) 8444 ・ FAX (43) 5600

〔平成23年度介護保険料〕

所得段階	対 象	基準額×調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金(※1)受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人	基準額×0.50	18,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額(※2)と前年の課税年金収入額(※3)の合計が80万円以下の人	基準額×0.625	23,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×0.75	27,900円
第4段階 (特例)	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人(特例)	基準額×0.83	30,800円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×1.00	37,200円
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.08	40,100円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	46,500円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	55,800円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.625	60,400円

※1 老齢福祉年金……明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定要件を満たしている人が受けている年金です。
※2 合計所得金額……「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。
※3 課税年金収入額……税法上課税対象の収入となる公的年金など(国民年金、厚生年金、共済年金など)をいいます。障害年金、遺族年金は非課税ですので含みません。

●普通徴収(年金天引き以外)の人

7月中旬に「介護保険料納付通知書」を郵送します。

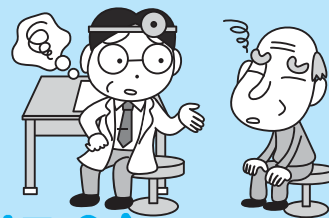
対象 年金が年額18万円未満の人や、年度途中で65歳になった人など

納期 7月から平成24年2月までの毎月(計8回)

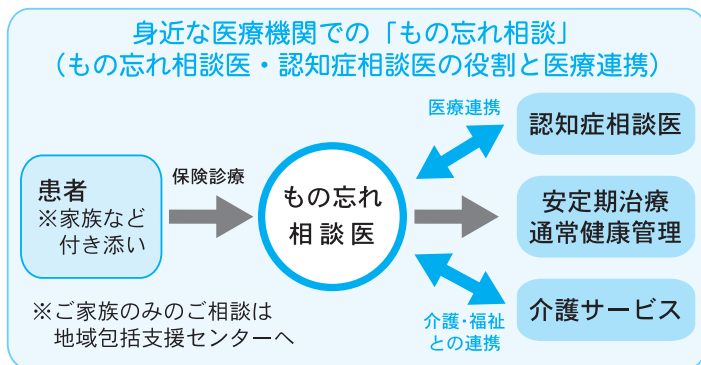
納付方法 「介護保険料納付通知書」で、最寄りの金融機関などで納付をお願いします。

※納付には、納め忘れのない「口座振替」が便利です。口座振替の場合は金融機関でお手続きが必要です。

市内における認知症の 早期診断・治療体制（幸手市医師会）



財布などをどこに置いたか忘れてしまう置き忘れやしまい忘れ、物や人の名前が出てこない…。誰でも年をとると「もの忘れ」が気になるものです。そのような「もの忘れ」の中に初期の認知症が潜んでいる場合もあります。「認知症かもしれない」と疑ってみるのはつらいことですが、早期に発見して適切な治療やケアを受ければ、発作が和らいだり、進行を遅らせたりすることもできる病気です。気になる症状が見られたら放置することなく、できるだけ早い段階で、医療機関で相談することが重要です。



市内の身近な医療機関の外来で「もの忘れ相談」が受けられます。受診して相談しましょう。

なお、ご家族のみのご相談は、地域包括支援センターへお願いします。

※ご家族のみのご相談は、地域包括支援センターへお願いします。

もの忘れ相談医一覧	住所	電話番号
秋谷病院	中4-14-41	☎(42) 2125
牛村病院	中5-4-51	☎(42) 0025
堀中病院	東3-1-5	☎(42) 2081
石塚外科医院	北3-10-20	☎(43) 7777
いわさきハートクリニック	南3-11-20	☎(44) 3810
香日向クリニック	中川崎739-3	☎(44) 3001
久我クリニック	中5-9-17	☎(40) 3105
のうみクリニック	幸手5264-1	☎(42) 7233
野口内科小児科医院	南2-4-9	☎(42) 0123
のぶクリニック	栄3-5-102	☎(42) 5126
東内科小児科医院	中3-8-10	☎(42) 0409
むさしのメディカルクリニック	幸手2807	☎(40) 6001

▼もの忘れ相談医

患者から、もの忘れなどが認知症の初期症状かどうかの相談を受け、専門医の診察が必要な場合は認知症相談医へ受診誘導します。

認知症の状態が安定している人の通常の健康管理や、安定期治療も行います。

▼認知症相談医

神経内科では認知症の早期診断・治療、精神科では認知症による困った行動に関する相談・治療を行います。もの忘れ相談医からの紹介を受けての診察も行います。

【市内の医療機関】

医療機関名	住所・電話	担当科	受診方法など
東武丸山病院	南2-2-13 ☎(42) 0710	認知症外来 (精神科専門医)	受診前に診察の予定などについて必ず電話などでお問い合わせください。
むさしのメディカルクリニック	幸手2807 ☎(40) 6001	脳・神経内科 (神経内科専門医)	

【久喜市の医療機関】

久喜すずのき病院	久喜市北青柳 1366-1 ☎(23) 6540	物忘れ外来 (精神科専門医)	まずは、認知症相談センター☎(23) 6848にご相談ください。
久喜総合病院	久喜市上早見 418-1 ☎(26) 0033	神経内科 (非常勤医師) ※完全紹介予約制。	もの忘れ相談医やかかりつけ医（ホームドクター）から紹介状をもらい、「もの忘れのことで」と申し添えて予約をしてください。非常勤医師が担当いたしますので、入院治療や困った行動への対応は精神科専門医にご相談ください。
済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6 ☎(52) 3611	神経内科 ※完全紹介予約制。	もの忘れ相談医やかかりつけ医（ホームドクター）から紹介状をもらい、予約したうえで受診してください。予約なしでは受診できません。認知症の原因の早期診断を行います。診断後はホームドクターで経過を診ることになります。認知症関連の入院はできません。

▼ご家族などの相談窓口

幸手東地域包括支援センター（ウェルス幸手内）☎(42) 8438・FAX(40) 3008
（権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区の人）

幸手西地域包括支援センター（西公民館内）☎(40) 3443・FAX(44) 0870
（幸手・行幸・香日向・上高野小学校区の人）

